



尼こ政第1460号
尼教学第2140号
平成30年7月5日

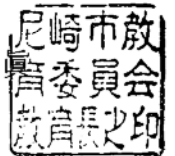
諮 問 書

尼崎市子ども・子育て審議会
会長 勝木 洋子 様

尼崎市市長 稲村 和美



尼崎市教育委員会
教育長 松本



第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画及び
第2期尼崎市子ども・子育て支援事業計画の策定等について(諮問)

子どもの育成や子育て家庭への支援に当たっては、取組みの基本理念や基本目標などについて定めた、第3期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(わいわいキッズプランあまがさき)、及び昨今の待機児童問題への対応などのため、教育・保育施設等や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などについて定めた、第1期尼崎市子ども・子育て支援事業計画が、いずれも来年度末をもって計画年限を迎えることから、次期計画(第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画及び第2期尼崎市子ども・子育て支援事業計画)を、ともに整合を図りつつ策定する必要があります。

また一方、子ども・子育て支援新制度に係る教育・保育施設等の利用者負担については、国や近隣他都市における教育・保育の無償化の動向などを踏まえると、今後のあり方について改めて示していく必要が生じています。

こうしたことから、次の項目について児童福祉や教育をはじめとした広範な分野での立場でご審議いただきたく、貴審議会に対し、諮問いたします。

- 1 第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画及び第2期尼崎市子ども・子育て支援事業計画の策定について
- 2 子ども・子育て支援新制度に係る尼崎市の教育・保育施設等の利用者負担について

以 上

諮問の趣旨

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、国が時限を定めて集中的な取組みを行うとして、平成17年に次世代育成支援対策推進法を施行しました。本市では、尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画（わいわいキッズプランあまがさき）（以下「次世代計画」という。）を同年から三期にわたって策定し、この次世代計画に基づく様々な施策の推進により、子どもの育成や子育て家庭への支援をこれまで進めてきました。

そうした中、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、国が恒久法として、平成27年に子ども・子育て支援法を施行しました。本市では、尼崎市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）を同年に策定し、次世代育成支援対策の中核となる保育サービスや各種子育て支援事業に関する定量目標を次世代計画から事業計画に引き継ぎ、保育施設等や児童ホームにおける待機児童問題をはじめとした喫緊の課題に対し、より手厚く対応してきました。しかしながら、現在のところ、待機児童を解消するには至っていません。

現行次世代計画（第3期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画）及び現行事業計画（第1期尼崎市子ども・子育て支援事業計画）が、いずれも来年度末をもって計画年限を迎えます。そのため、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指すべく、平成21年に施行した尼崎市子どもの育ち支援条例の推進計画としても位置づけられる、次期次世代計画（第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画）及び次期事業計画（第2期尼崎市子ども・子育て支援事業計画）を、ともに整合を図りつつ一体的に策定し、両計画に基づいた、より一層の総合的な子ども・子育て支援施策の推進が求められています。

また一方、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）に係る教育・保育施設等の利用者負担については、本市では、新制度の施行に合わせて検討し、平成27年に見直しを実施しました。しかしながら、待機児童問題の課題や教育・保育の無償化などの国の動向や近隣他都市の対応などを踏まえると、現行の利用者負担や軽減策等について一定の検証を行い、今後のあり方を改めて示していく必要が生じています。

こうしたことから、本市の実情に応じた、次期次世代計画（第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画）及び次期事業計画（第2期尼崎市子ども・子育て支援事業計画）の策定、子ども・子育て支援新制度に係る本市の教育・保育施設等の利用者負担について、児童福祉や教育をはじめとした広範な分野での立場でご審議をお願いするため、貴審議会に対し、諮問するものです。

以 上

平成30年度設置予定の部会（案）

これまで常設で設置してきた「計画推進部会」に加え、次期次世代育成支援推進行動計画及び子ども・子育て支援事業計画の策定に係る事項について調査審議する「計画策定部会」を新設する。また、教育・保育の無償化などの国や近隣他都市の動向などを踏まえ、子ども・子育て支援新制度に係る教育・保育施設等の利用者負担について調査審議する「利用者負担検討部会」を新設する。

尼崎市子ども・子育て審議会

＜設置根拠＞尼崎市子ども・子育て審議会条例

＜所掌事項＞

児童福祉、母子保健及び幼児期の学校教育に関すること

＜参考＞尼崎市子ども子育て審議会の法的位置づけ

- ・ 子ども・子育て支援法第77条の市町村の合議制の機関
- ・ 児童福祉法第8条の児童福祉審議会
- ・ 認定こども園法（通称）第25条の合議制の機関

部 会

常設

計画推進部会

子育て支援の総合的な推進に関することを担当し、現行次世代育成支援推進行動計画及び子ども・子育て支援事業計画の進捗管理に係る事項などについて調査審議を行う。

新設

計画策定部会

（平成30・31年度のみを設置）

計画の策定に必要な市民ニーズ把握のための調査及びその結果を踏まえながら、次期次世代育成支援推進行動計画及び子ども・子育て支援事業計画の策定に係る事項について調査審議を行う。

新設

利用者負担検討部会

（平成30・31年度のみを設置）

子ども・子育て支援新制度に係る教育・保育施設等の現行の利用者負担や軽減策等について一定の検証を行い、今後のあり方について調査審議を行う。

尼崎市子ども・子育て審議会
 部会の委員構成等について

	計画策定部会【平成31（令和元）年度まで】	利用者負担検討部会【平成31（令和元）年度まで】	計画推進部会【常設】
検討内容	現状分析やニーズ調査の結果等を踏まえ、計画案の検討を行う。	子ども・子育て支援新制度に係る教育・保育施設等の現行の利用者負担や軽減策等について一定の検証を行い、今後のあり方について調査審議を行う。	子育て支援の総合的な推進に関することを担当し、現行次世代育成支援推進行動計画及び子ども・子育て支援事業計画の進捗管理に係る事項などについて調査審議を行う。
委員構成	12名	7名	11名
	○ 瀧川 光治 委員 （大阪総合保育大学） 伊藤 嘉余子 委員 （大阪府立大学） 大和 晴行 委員 （武庫川女子大学） 伊藤 篤 委員【特別委員】 （甲南女子大学） 中尾 繁樹 委員【特別委員】 （関西国際大学） 梅本 誠 委員 （尼崎法人保育園会） 濱名 浩 委員 （尼崎市私立幼稚園連合会） 山本 千尋 委員 （尼崎市医師会） 和田 季子 委員 （尼崎市PTA連合会） 堀川 佳代子 委員 （尼崎市子育てサークル実行委員会） 小寺 絵美 委員 （就学後子どもの保護者） 平之内 隆生 委員 （就学前子どもの保護者）	○ 田邊 泰美 委員 （園田学園女子大学） 西川 正晃 委員 （岐阜聖徳学園大学） 橋本 好市 委員【特別委員】 （神戸常盤大学） 梅本 誠 委員 （尼崎法人保育園会） 濱名 浩 委員 （尼崎市私立幼稚園連合会） 小寺 絵美 委員 （就学後子どもの保護者） 平之内 隆生 委員 （就学前子どもの保護者）	○ 田邊 泰美 委員 （園田学園女子大学） 瀧川 光治 委員 （大阪総合保育大学） 大和 晴行 委員 （武庫川女子大学） 梅本 誠 委員 （尼崎法人保育園会） 濱名 浩 委員 （尼崎市私立幼稚園連合会） 杉本 浩美 委員 （尼崎市立小学校長会） 前田 裕司 委員 （尼崎市立中学校長会） 松永 和子 委員 （尼崎市民生児童委員協議会連合会） 堀川 佳代子 委員 （尼崎市子育てサークル実行委員会） 小寺 絵美 委員 （就学後子どもの保護者） 平之内 隆生 委員 （就学前子どもの保護者）

○田邊 泰美 委員

（園田学園女子大学）

西川 正晃 委員

（岐阜聖徳学園大学）

橋本 好市 委員【特別委員】

（神戸常盤大学）

梅本 誠 委員

（尼崎法人保育園会）

濱名 浩 委員

（就学後子どもの保護者）

小寺 絵美 委員

（就学後子どもの保護者）

平之内 隆生 委員

（就学前子どもの保護者）

○田邊 泰美 委員

（園田学園女子大学）

瀧川 光治 委員

（大阪総合保育大学）

大和 晴行 委員

（武庫川女子大学）

梅本 誠 委員

（尼崎法人保育園会）

濱名 浩 委員

（尼崎市私立幼稚園連合会）

杉本 浩美 委員

（尼崎市立小学校長会）

前田 裕司 委員

（尼崎市立中学校長会）

松永 和子 委員

（尼崎市民生児童委員協議会連合会）

堀川 佳代子 委員

（尼崎市子育てサークル実行委員会）

小寺 絵美 委員

（就学後子どもの保護者）

平之内 隆生 委員

（就学前子どもの保護者）

（敬称略・部会長以下、委員名簿掲載順／○部会長）